

第6回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和3年12月16日提出

I 件数 2件

【内訳】 議案 1件 (予算関係1件)
報告 1件 (工事請負変更契約の締結ほか)

II 議案の要旨

≪補正予算関係≫

議案第140号 令和3年度南相馬市一般会計補正予算について

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症への対応や、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に伴い、緊急に対応を要する予算を計上するもの。

《 報告 》

報告第12号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項（議会の委任による専決処分）の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第4号 工事請負変更契約の締結について 令和3年11月24日専決】

1 専決処分の理由

令和3年第2回南相馬市議会臨時会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、令和3年11月24日付けで専決処分したものの。

2 変更契約の内容

契約の目的	南相馬市乾燥調製施設整備事業（小高区蛭沢）建設工事	
契約の相手方	郡山市日和田町高倉字杉下16-1 株式会社南東北クボタ 福島支店	
施工場所	南相馬市小高区蛭沢字藤沼地内	
契約金額	変更前	492,800,000円
	変更後	499,221,800円
	増額する額	6,421,800円

○主な変更内容

	項目	内容
(1)	フェンス等設置工事の追加	米の搬入・搬出作業を行う施設の車両通路は、南側県道と高低差があり、路肩部分となっている事から、通行時の脱輪を防止し、作業の安全性を確保するため、フェンス及び車止めの設置工事を追加したもの。
(2)	排水工の変更	場内の雨水排水については、当初設計では前面道路（県道）に放流する計画であったが、県道管理者から雨水排水が県道に集中しないよう分流化の指導があったことから、農道側溝への分流に変更し、排水工を増工としたもの。

【専決第5号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和3年11月30日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方

南相馬市在住 個人

2 損害賠償の額

251,491円

うち保険等により補てんされる額	251,491円
市が自ら負担する額	0円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和3年10月5日（火）午後1時20分頃、クリーン原町センターから最終処分場にフレコンパックを搬送するため、公用車（トラック）を方向転換しようとして後進した際、駐車場に停車していた相手方車両に衝突し、相手方車両右側前方ボンネットを損傷させ、損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

4 事故の種類

物損事故（人身事故なし）

5 事故状況図

